



雇用調整助成金って？

◆解雇や雇い止め防ぐ

Q－最近よく耳にする「雇用調整助成金」ってなあに。

A－景気の変動や産業構造の変化などによって業績が悪化した企業が、休業や教育訓練、出向などを行った場合の費用の一部を国が助成することで、従業員の解雇や雇い止めを防ぐ制度です。

Q－なぜ注目されているの。

A－新型コロナウイルス感染症が拡大し、外出自粛の影響で来店客数が減ったり、行政からの休業や営業自粛の要請に応じたことで売上げが減少するなど、経営が悪くなった会社や店が増えています。影響が雇用に及び、景気が悪化するのを防ぐため国は期間限定の特例を設けて積極的な活用を呼び掛け、企業側の関心も高まっていることが理由です。

特例措置の主な内容としては、4月1日～9月30日の休業について（1）助成率の拡大（最大100%）（2）1日当たり支給上限額の引き上げ（8330円→1万5千円）（3）助成対象を雇用保険非加入のパート・アルバイト従業員への休業手当支給にも拡大（4）年間支給限度日数（100日）の適用除外などが挙げられます。また、休業計画書の提出を不要としたり、申請書類への記載事項や添付書類を削減するなど手続き面の簡素化も進められました。

Q－申請状況は。課題はなあに。

A－全国で4月までに約5千件だった申請件数は、6月中旬に累計約20万件まで増えました。富山県でも申請件数が4月の12件から5月には300件に増加し、富山労働局では担当職員を倍増して対応しています。手続きが簡素化されたとはいえ専門的な知識が必要となる部分も多く、中小企業にとって申請のハードルは依然として高いという指摘もあります。使い勝手のさらなる向上が求められています。

（北陸経済研究所の倉嶋英二が解説しました。随時掲載します）

雇用調整助成金の特例措置

4月1日～9月30日 (緊急対応期間)	
助成先	最近1カ月の売上げが5%以上低下した企業
対象従業員	新入社員や短時間労働者を含む全ての従業員
助成率	中小企業4/5 (解雇しなければ10/10)
	大企業2/3 (解雇しなければ3/4)
対象となる休業	部門や店舗ごとの1日未満の休業にも適用